

公益財団法人長野県スポーツ協会
長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人長野県スポーツ協会長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、基本規程第2条に則り、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

(登録申請)

第3条 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

(登録審査)

第4条 県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

(登録認定)

第5条 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2 登録認定については、別に定める。

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録更新審査)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については、別に定める。

(権利)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。

(1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は、除く。

(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は、別に定める。

(遵守事項)

第9条 登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

(登録料)

第10条 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2 前項に定める全国協議会が定める登録料として5,000円とする。

(処分)

第11条 県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反

行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

- 2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

(改定)

第13条 本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得た後、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年1月20日)

- 1 令和5年1月20日に第6条を改定し、令和4年11月1日から適用する。
- 2 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和6年3月31日までの1年5か月間とし、第10条の登録料を7,000円とする。
- 3 令和5年度の登録審査(令和5年4月1日登録認定分)は、行わない。